

●川崎市多摩スポーツセンター

施設名	登録区分	年齢	時期	使用料					
				6:00 } 8:00	8:00 } 10:00	10:00 } 12:00	12:00 } 14:00	14:00 } 16:00	16:00 } 18:00
野球場	野球、個人	15歳以上	1/1~3/31	-	2,750	2,750	2,750	2,750	-
			4/1~10/31	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	
			11/1~12/31	-	2,750	2,750	2,750	2,750	

施設名	登録区分	年齢	時期	使用料				
				9:00 } 12:00	12:00 } 14:00	14:00 } 16:00	16:00 } 18:30	18:30 } 20:30
テニスコートA テニスコートB	個人	15歳以上	1/1~12/31	2,460	1,640	1,640	1,640	3,400

施設名	登録区分	年齢	時期	使用料					
				9:00 } 11:00	11:00 } 13:00	13:00 } 15:00	15:00 } 17:00	17:00 } 19:00	19:00 } 21:00
アーチェリー練習場	団体	15歳以上	1/1~12/31	△	△	△	△	△	△

施設名	登録区分	年齢	時期	使用料				
				9:00 } 12:00	12:10 } 15:10	15:20 } 18:20	18:30 } 21:30	9:00 } 21:30
大体育室	団体	15歳以上	1/1~12/31	△	△	△	△	△
大体育室半面A 大体育室半面B				3,460 (4,150)	4,120 (4,940)	4,620 (5,540)	5,280 (6,330)	15,620 (18,740)
小体育室 第1武道室 第2武道室				990 (1,180)	1,210 (1,450)	1,430 (1,710)	1,650 (1,980)	4,840 (5,800)
第1・2武道室(合併)				1,980 (2,360)	2,420 (2,900)	2,860 (3,420)	3,300 (3,960)	9,680 (11,600)
研修室				1,760 (2,110)	1,760 (2,110)	1,870 (2,240)	2,310 (2,770)	6,930 (8,310)

トレーニング室：
 中学生以上～20歳以上の学生 110円
 20歳以上の者（学生を除く） 220円

温水プール：
 就学児の6歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生 220円
 15歳以上の者（中学生を除く） 550円

多摩スポーツセンター建設時における長期修繕計画等の考え方について

1 業務要求水準書における記載

- 「仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業 業務要求水準書（変更版）」（平成 19 年 11 月）

第 2	施設整備に関する事項	3	施設計画にかかる要求水準	(1)	計画全般	イ	環境保全性に関する基本的要件	(ウ)	長寿命	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内体育施設が 30 年以上の使用に耐えうるよう配慮すること。 ・事業期間が終了した後も、本施設を引き続き使用することに配慮すること。
第 6	施設の維持管理に関する要求水準	2	業務の要求水準	(8)	修繕・更新業務	ア	業務内容・要求水準	(ア)	長期修繕計画（30 年）の策定	<p>選定事業者は、30 年間の長期修繕計画の策定及びその修繕計画に必要な概算経費の算定を行い、運営・維持管理期間開始 6 か月前までに市に提出すること。</p> <p>(イ) 修繕・更新業務計画書の作成及び当該計画に基づく修繕・更新</p> <p>修繕・更新業務計画書において修繕・更新業務に係る業務計画を作成し、当該計画に基づいて本施設の修繕・更新を行うこと。なお、事業期間終了後 2 年間については、修繕を必要としないことを前提に計画すること。また、計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること。</p>

2 目標耐用年数及び長期修繕計画に関する考え方

(1) 目標耐用年数について

- 「建築物の耐久計画に関する考え方」（(社) 日本建築学会、昭和 63 年）

- ・建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	構造種別		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造	
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	高品質の場合	普通の品質の場合	重量鉄骨				軽量鉄骨
				高品質の場合	普通の品質の場合			
学校、官庁	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。60 以上	
住宅、事務所、病院	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	
店舗、旅館、ホテル	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	
工場	Y。40 以上	Y。25 以上	Y。40 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	

- ・目標耐用年数の級の区分の例（※抜粋）

目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
Y。150	150 年	120～200 年	120 年
Y。100	100 年	80～120 年	80 年
Y。60	60 年	50～80 年	50 年
Y。40	40 年	30～50 年	30 年
Y。25	25 年	20～30 年	20 年

(2) 長期修繕計画について

- 「公共建築の部位・設備の特性等を踏まえた中長期修繕計画策定及び運用のためのマニュアル(案)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所、平成 17 年)

実践編

2 中長期修繕マネジメントの実践

(1) 中長期修繕マネジメントの実践と中長期修繕計画

建築物の部位・設備等の修繕・更新については長期的な視野のもと計画的に行うことが望ましいため、10～30 年程度の中長期修繕計画を策定し、実際の部位・設備の劣化の状況等に
応じて適切に行う必要がある。このため、中長期修繕マネジメントの実践においては中長期
修繕計画の策定・運用方策が重要である。

(※以下省略)